

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		令和2年 7月28日					
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）					
京都市下京区四条通柳馬場東入立売東町7番地		京都信用金庫 理事長 榑田 隆之 電話 075-211-2111					
主たる業種	協同組織金融業（信用金庫）				細分類番号	6 3 1 1	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則		<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号				
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	基準年度（平成26～28年度平均）より平成31年度までに温室効果ガス排出量を3%以上削減する。						
計画を推進するための体制	平成24年10月1日にKES・環境マネジメントシステムスタンダードステップ2SRの認証を受け、全店ベースで継続的に環境保全活動を推進している。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26～28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	4,585.8 トン	3,937.9 トン	3,585.2 トン	3,453.7 トン	-20.2 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	4,639.4 トン	3,937.9 トン	3,585.2 トン	3,453.7 トン	-21.1 パーセント	
実績に対する自己評価		全店ベースのKES活動の取組みにより、前年度に引き続き計画以上の削減ができた。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	事業所	事業活動に伴う排出の量 (延床面積)	5.57	5.26	4.91	4.77	-10.59 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
実績に対する自己評価		全店ベースのKES活動の取組みにより、前年度に引き続き計画以上の削減ができた。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		118.0 パーセント	118.0 パーセント	118.0 パーセント	118.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	当庫の定めた環境基準を適用した店舗づくり、環境マネジメントシステムの適用、役職員全員の意識をもったKES活動の取組み					
	(30)年度	当庫の定めた環境基準を適用した店舗づくり、環境マネジメントシステムの適用、役職員全員の意識をもったKES活動の取組み					
	(31)年度	当庫の定めた環境基準を適用した店舗づくり、環境マネジメントシステムの適用、役職員全員の意識をもったKES活動の取組み					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	特別許可の無いものは原則マイカー通勤禁止					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	社内規定によるものであり、全員遵守している					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	トン	トン	トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・森林保全活動 ・地域の子供向け環境教育の実施 ・環境定期預金を販売、預金残高の0.002%を「京都みどりプロジェクト」他に寄付						
特記事項	・平成29年度に6事業所廃止、4事業所新設。 ・平成30年度は事業所の新設廃止だけでなく、関連会社から警送センターの引き継ぎを受けた。 ・平成31年度は特になし。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。